

保護者 様

所沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う出席の扱いについて

日頃より、本市の教育活動に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
さて、この度、県教育委員会より新型コロナウイルス感染症に伴う出席の扱いについて一部変更する旨の通知がありました。
それを受け、市教育委員会としての方針を下記のとおりお知らせいたします。
今後も、児童生徒の安全を最優先としながら、学校の教育活動と感染症対策を進めてまいります。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 出席できる場合

- (1) 同居の家族に「濃厚接触者」がいるが、児童生徒本人の体調は良好な場合
- (2) 同居の家族に「接触者」*がいるが、児童生徒本人の体調は良好な場合
※「接触者」とは、拡大PCR検査の対象となっている場合や学級閉鎖の措置がとられた場合のことをいいます。
- (3) 本人または同居の家族の風邪に似た症状がアレルギー疾患（花粉症等）によるものである場合。
※アレルギー疾患等の症状については新型コロナウイルス感染症の症状と区別することが困難であることから、花粉症等のアレルギーに係るかかりつけ医の診断・判定に基づいて、学校へ御連絡いただきますようお願いいたします。
以上の場合については、PCR検査および抗原検査等の有無にかかわらず出席可能とします。

2 出席を控えていただく場合

- (1) 体調不良の場合（発熱や倦怠感などの風邪症状、普段と体調が少しでも異なる等）
※再登校の時期については、かかりつけ医や学校に御相談ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防接種による副反応等が生じた場合
- (3) 同居の家族に（1）、（2）の症状がある場合
※ただし、同居家族が医師の診察を受ける等、お子さんの登校については差し支えないと判断された場合は、出席できることとします。
- (4) 児童生徒本人が濃厚接触者となった場合
※保健所又は学校・教育委員会が指定した自宅待機期間が終了するまでは登校を控えてください。
以上の場合については、本人の健康保持と感染拡大防止の観点から、お子さんの登校を控えてください。その場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いとなります。
- (5) 新型コロナウイルス感染症への不安から登校を控えたい場合
※（5）については、「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合」などの合理的な理由があると学校が判断した場合に限られます。

3 日常の健康管理と基本的感染症対策の徹底について

- ・ 毎朝登校前に検温を行うなど、体調管理の徹底をお願いします。
- ・ 抵抗力を高めるために、食事、睡眠など、規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え健康の維持に努めてください。
- ・ 3密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿など、基本的な感染症対策を徹底してください。